

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理(母子保健) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、母子管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和7年7月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	母子保健に関する 事務			
②事務の概要	母子保健法に基づき、保健指導、健康診査、母子保健手帳の交付等母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進の事務を行う。 ①妊娠届出書の受理 ②母子健康手帳の交付。 ③妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ④乳幼児に対する健康診査の実施			
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 母子管理ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の70の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,48,71,80,95,112,125,161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95,96の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	こども課			
②所属長の役職名	こども課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7123
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認することを原則とし、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、特定個人情報を保存している書棚の施錠を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I－1 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能	事前	
平成29年6月15日	II－1 いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	II－2 いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	【I 関連情報】 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職	①福祉保健課 ②福祉保健課長 下村由美子	①健康あゆみ課 ②健康あゆみ課長	事後	
平成30年4月1日	【II しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	【II しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	【II しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和2年10月19日	I－7ー請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月19日	II－1. 一時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月19日	II－2. 一時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条 第7項別表第二の26,56の2,70,87の項	番号法第19条 第8項別表第二の26,56の2,70,87の項	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	I－1－①事務の名称	母子管理 事務	母子保健に関する事務	事後	
令和4年6月17日	I－1－②事務の概要	母子保健法に基づき、妊娠の届出、妊婦健診、乳幼児健診等の情報を管理する。	母子保健法に基づき、保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付等母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進の事務を行う。 ①妊娠届け出の受理 ②母子健康手帳の交付 ③妊産婦及び乳幼児に対する保健指導・訪問指導の実施 ④乳幼児に対する健康診査の実施	事後	
令和4年6月17日	I－2.特定個人情報ファイル名	1.妊娠届、2.妊婦健診結果、3.乳幼児健診結果、4.妊婦の訪問・指導記録、5.乳幼児の訪問・指導記録	1.母子管理ファイル	事後	
令和4年6月17日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条 第8項別表第二の26,56の2,70,87の項	番号法第19条第8項及び別表第二【情報照会の根拠】 別表第二 69の2、70項 【情報提供の根拠】 別表第二 26、56の2、69の2、87項	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月7日 時点	事後	
令和6年12月9日	I－3. 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の49の項	・番号法第9条第1項別表の70の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I－4. ②法令上の根拠	番号法第19条 第8項 別表第二 【情報照会の根拠】 別表第二 69の2、70項 【情報提供の根拠】 別表第二 26、56の2、69の2、87 の項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表42,48,71,80,95,112,125,161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表95,96の項	事後	
令和6年12月9日	I－7－請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月9日	II－1. いつ時点日欄	令和5年7月7日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月9日	II－2. いつ時点日欄	令和5年7月7日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月9日	IV－8. 人手を介在させる作業	記載なし	IV－8記載のとおり	事後	
令和6年12月9日	IV－11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	記載なし	IV－11記載のとおり	事後	
令和7年7月1日	II－1. いつ時点日欄	令和6年12月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	II－2. いつ時点日欄	令和6年12月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	